



2025 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
(コード番号 6 9 5 7 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
電 話 番 号 0 4 8 - 6 1 5 - 4 0 0 0

YAGEO Corporation による公開書簡に対する当社の見解について

当社は、2025 年 4 月 22 日付「YAGEO Corporation による公開書簡受領のお知らせ」において公表しましたとおり、2025 年 4 月 21 日付で、YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）より、当社の取締役会、特別委員会及び当社代表取締役社長宛の公開書簡（以下「2025 年 4 月 21 日付 YAGEO 書簡」といいます。）を受領いたしました。

当社は、2024 年 12 月 30 日に、YAGEO から当社を YAGEO の完全子会社とする提案（以下「YAGEO 初期提案」といいます。）を受領後、YAGEO に対して、YAGEO 初期提案を適切に検討する旨を返信するとともに、その後、当社の企業価値向上及び株主共同の利益確保の観点から必要な情報交換をする必要があると考え、情報管理の観点から守秘義務契約の締結を要請しました。これに対し、YAGEO は当社が作成した守秘義務契約書案に対するマークアップを一切検討することなく、当社との守秘義務契約の締結を拒否し、一方的に 2025 年 2 月 5 日に当社を YAGEO の中間持株会社の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「YAGEO 取引」といいます。）の一環として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「YAGEO 公開買付け」といいます。）の開始予定の公表を行いました。

当社は、YAGEO 公開買付けの開始予定が公表された後、速やかに 2025 年 2 月 11 日付で特別委員会を設置するとともに、YAGEO 取引に対し、真摯な検討を行って参りました。具体的には、2025 年 2 月 26 日及び同年 3 月 19 日の 2 回質問状を送付しその後回答を受領する等のやり取りを行い、同年 4 月 2 日には、当社代表取締役社長を始めとした役員 7 名及び特別委員会と YAGEO の会長を始めとした経営陣 9 名との間で約 3 時間の面談（以下「YAGEO 面談」といいます。）を行っております。YAGEO 面談においては、YAGEO 及び当社がそれぞれ手配した通訳者を介して、同時通訳の形式で実施してまいりましたので、実質的にも約 3 時間の面談時間が確保されてまいりました。当社が YAGEO 取引を検討するにあたっては、YAGEO の公開情報だけではなく、YAGEO からの当社質問状に対する回答並びに YAGEO 面談における YAGEO からの補足説明及び質疑応答の内容を踏まえて検討しております。

なお、念のため付言いたしますと、当社は、2024 年 12 月 30 日の YAGEO 初期提案受領後、YAGEO と守秘義務契約を締結した後に YAGEO との面談を実施する予定でしたが、YAGEO から守秘義務契約の締結を拒絶されたため、2025 年 2 月 5 日の YAGEO 公開買付けの開始予定の公表前に YAGEO との間で面談を行うことができませんでした。また、YAGEO 公開買付けの開始予定の公表後においては、YAGEO からデュー・ディリジェンス等の要請は一切受けておらず、その前提となる守秘義務契約締結の打診すらありませんでした。さらに、当社は、YAGEO から 2025 年 3 月 6 日に受領した質問状の回答書及び同年 3 月 26 日に受領した質問状の回答書に当社との面談の要請があったことから、YAGEO に対して、改めて守秘義務契約の締結を要請し、YAGEO との間でマークアップの協議を経た後に守秘義務契約の締結を行い、前述のとおり、2025 年 4 月 2 日に YAGEO 面談を実施しております。以上のとおり、当社は YAGEO からの要請には、全て真摯に対応しており、YAGEO をミネベアミツミ株式会社（以下「ミネベアミツミ」といいます。）を含む YAGEO 取引の対抗提案者と比較して不公平に

扱ったという事実はなく、特別委員会からも、この点の進め方について特段の疑義を呈された事実もございません。

当社は、企業買収行動指針を踏まえ、積極的なマーケット・チェックとして、2025 年1月中旬以降、潜在的な候補者である事業会社9社に対して当社の完全子会社化に関する打診を行っており、適切なマーケット・チェックを実施した上で、ミネベアミツミとの間で協議を進めて参りました。具体的には、当社は、ミネベアミツミに対し、当社をミネベアミツミの完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「ミネベアミツミ取引」といいます。）の検討の初期段階から守秘義務契約の締結を要請し、マークアップ協議を経た上で、最終的に（YAGEO が拒絶した）スタンドスタイル条項付きの守秘義務契約を締結し、当社としても、情報管理上の懸念がない状況を確認することができたため、デュー・ディリジェンス等の実施を受け入れ、ミネベアミツミとの間で協議を重ねて参りました。

このように YAGEO とミネベアミツミは、当社からの守秘義務契約の締結要請に対する対応を含め、公開買付けの開始予定の公表に至るプロセスが異なった結果として、当社とのエンゲージメントの度合いも自然と異なったものとなっておりますが、当社としては、特別委員会からの意見も踏まえ、YAGEO 及びミネベアミツミからの提案をいずれも真摯かつ公平に検討して参りました。

本日現在におけるシナジーに対する当社の考えとしては、2025 年4月10日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」において公表した内容から特段変更はなく、当社とミネベアミツミの間には従前から協業関係があり、さらに、当社はサーミスタの汎用品を取り扱っておらず、当社製品が回路基板と一緒に使用されることは殆どございませんが、主に回路基板に使用される受動部品を中心とする YAGEO に対し、機械部品も扱うミネベアミツミは協業可能な製品群をより多く持っているため、より大きなシナジーが見込まれる可能性があると考えております。また、当社からミネベアミツミグループには、レゾルバ、産業ガスヒートポンプ、農機具エンジン水温センサ、電動車用インバータ内パワーモジュール向けに温度センサを販売している実績もあり、ミネベアミツミが考える、同社の強みであるモジュール化技術により当社の温度センサをミネベアミツミが有する半導体製品に組み込み、ミネベアミツミの強みである垂直統合で生産することで、より付加価値の高い温度制御ソリューションの提供が可能になるというシナジーには説得力があると考えております。また、ミネベアミツミは YAGEO と同様にグローバルな販路の活用をシナジーとして挙げているところ、ミネベアミツミの製品群は、温度センサとより親和性があり、汎用品も取り扱っていますが、当社と同じカスタム品の割合も高く、その販売方法も類似していることから、販売ネットワーク利用のシナジーについても YAGEO と比べ相対的により見込めると考えております。

さらに、ミネベアミツミは当社と同様に垂直生産を強みとされており、現場を重視し、カスタム品の製造も多く行っていることから、製造工程や製造の考え方についても当社のものと類似性が高く、ミネベアミツミとの協働により、同社の長年に渡る生産効率化のノウハウを活かし、当社の製造工程について更なる効率化が可能と考えられることに加えて、多数の上場企業への投資・成長支援実績を有する株式会社アドバンテッジパートナーズ（以下「AP」といいます。）及び AP のグループ会社の有するグローバルな舞台で培った投資・経営ノウハウを活用することが可能であることから、当社の企業価値の更なる向上に資するものと判断しております。

なお、2025 年4月21日付 YAGEO 書簡において言及された YAGEO 事業に占めるカスタム製品の割合や YAGEO との具体的な技術面や製品面のシナジーにつきましては、当社から YAGEO に送付した2回の質問状において、複数回かつ繰り返し質問いたしましたが、2025 年3月19日付「YAGEO Corporation に対する「質問状(2)」の送付に関するお知らせ」で公表したとおり、YAGEO からの回

答は、一般的かつ抽象的なものに留まり、当社が納得できる具体的な回答を得ることはできず、2025 年 4 月 2 日に実施した YAGEO 面談においても、一部補足説明はありましたが、当社が十分に納得できる程度の具体的な説明はありませんでした。2025 年 4 月 21 日付 YAGEO 書簡においても、YAGEO はカスタム製品の割合が全社売上の 31%を占め、また粗利率も高いと主張していますが、主に受動部品を製造する YAGEO はその部品の性質上、基本的に大量生産・販売を行っているものと推察され、カスタム製品と言い得る製品があったとしてもそのカスタムの程度や品目当たりの生産量は当社が取り扱う高付加価値のサーミスタ製品についてのカスタム度合い及びその製造技術と異なる可能性が高いと考えております。また、取り扱っている製品が異なればその粗利率も異なることから、粗利率の比較だけをもって YAGEO との取引の方がミネベアミツミとの取引よりもシナジーがあるとは言えず、2025 年 4 月 21 日付 YAGEO 書簡によって当社の判断が変わることはないと考えております。

当社及び特別委員会は、2025 年 4 月 17 日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る買付条件等の変更に関するお知らせ」において公表したとおり、YAGEO から、YAGEO 公開買付けの開始予定における公開買付価格を 4,300 円から 5,400 円に引き上げる旨の提案がなされたこと、及び 2025 年 4 月 22 日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」において公表したとおり、ミネベアミツミから、買付条件変更の検討を進めている旨の連絡がなされたことを踏まえて、YAGEO 取引及びミネベアミツミ取引が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から真摯な検討を継続して行っており、決定事項があれば当社株主の皆様に対して速やかにお知らせいたします。

以上